

宮城県監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「収入証紙制度について」に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成22年3月30日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

平成 2 1 年度

行政 監 査 報 告 書

平成 2 2 年 3 月

宮 城 県 監 査 委 員

目 次

第1	監査の対象及び目的	1
1	監査の対象	1
2	監査の目的	1
第2	監査の概要	1
1	監査の対象	1
2	監査対象機関	1
3	実施期間	1
4	監査の方法	1
5	監査の着眼点	1
6	その他	1
第3	監査の結果	2
1	本県における証紙制度の導入	2
(1)	証紙制度	2
(2)	導入の背景	2
2	証紙により納入する手数料等	2
(1)	証紙により納入する手数料等	2
(2)	証紙による納入方法	2
3	証紙の種類及び印刷	2
(1)	証紙の種類	2
(2)	証紙の印刷	3
4	証紙の売りさばき	3
(1)	証紙売りさばき人の指定	3
(2)	証紙売りさばき人等	3
(3)	証紙の売りさばき所の状況	4
(4)	証紙の販売時間	4
(5)	証紙の売りさばき所の周知	4
5	証紙の出納状況	5
(1)	会計課における証紙の保管・管理	5
(2)	証紙の交付	5
(3)	証紙の受払状況	5
6	証紙による収入状況	5
(1)	証紙による収入の方法	5
(2)	証紙による収入額	5
7	証紙の売りさばき高	5

8	証紙の売りさばき手数料	6
(1)	証紙の売りさばき手数料の交付	6
(2)	証紙の売りさばき手数料率	6
(3)	証紙の売りさばき手数料	6
(4)	証紙の売りさばき手数料率の全国の様況	6
9	証紙の消印及び貼用実績	7
(1)	証紙の消印	7
(2)	証紙の貼用実績	7
10	申請書等の提出状況	7
11	証紙制度に関する県民の意見等	7
12	証紙のメリット・デメリット	8
13	他の都道府県における証紙制度の見直し状況	8
14	本県における検討状況	8
第4	監査の意見	9
1	利用者の視点に立った証紙の売りさばき	9
2	証紙売りさばき手数料等の検証・見直し	10
3	誤購入による証紙の交換・返還等の縮減	10
4	手数料等の証紙納付規定の検証・見直し	11

第1 監査の対象及び目的

1 監査の対象

収入証紙制度について

2 監査の目的

地方自治法第199条第2項の規定に基づき，証紙条例施行後45年が経過した現行の収入証紙制度における課題，問題点等について検証する。

第2 監査の概要

1 監査の対象

手数料条例又は個別の条例に基づき，宮城県収入証紙（以下「証紙」という。）により納入することとされている手数料及び使用料の収納事務等とした。

2 監査対象機関

(1) 出納局会計課

(2) 売りさばき機関及び平成20年度の証紙貼用実績額が5千万円以上の課並びに関係する地方機関の中から抽出した14機関

3 実施期間

平成21年11月から平成22年3月まで

4 監査の方法

監査は，監査対象機関から事前に提出された行政監査調書等により，事務局職員による事前調査を行い，その結果を踏まえて委員による監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 売りさばき人の指定等の状況について

(2) 証紙の出納状況について

(3) 売りさばき手数料について

(4) 申請書等の提出状況について

(5) 証紙により徴収する手数料について

(6) 課題と今後の対応について

6 その他

監査対象機関の庁舎内に売りさばき所を設置している一般売りさばき人4機関及び特認売りさばき人の支店の中から抽出した2機関並びに一般利用者として1法人から，証紙制度に関して参考意見を聴取した。

第3 監査の結果

1 本県における証紙制度の導入

(1) 証紙制度

証紙制度とは、現金以外の納入方法の一つで、県が印刷する証紙を売りさばき人等を通して県民等が証紙を購入し、申請書等に貼付することによって、現金による納入の手続きが省略できる制度をいう。

(2) 導入の背景

昭和38年の地方自治法改正前においては、歳入の収納は現金で行うのが原則であったが、現金主義の建前を固執することは、住民にとっても普通公共団体にとっても非常に不便をきたす場合があった。そのため、現金主義の例外的取扱いを認めた明確な規定がなかったにもかかわらず、大多数の普通公共団体が必要に迫られて昭和38年の改正前の地方自治法施行令第148条ただし書の規定中「納額告知書又は納付書により難しいもの」を根拠として規則の定めるところにより証紙による収入の方法を採用していたが、昭和38年の地方自治法改正により、証紙による収入の方法が制度として明定された。本県においては、証紙条例が昭和39年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されている。

2 証紙により納入する手数料等

(1) 証紙により納入する手数料等

証紙により納入する手数料等は、手数料条例、県税条例及び公安委員会関係手数料条例等の個別の条例において定められている使用料及び手数料並びに狩猟税となっている。

特に、手数料条例に規定する293種類の手数料のうち、286種類(約98%)の手数料については、証紙により納付することが定められている。

(2) 証紙による納入方法

証紙により納入する使用料及び手数料並びに狩猟税は、その納付金額に相当する券面の証紙を、法令その他の規定による申請書等に貼り付けることにより納入されている。

3 証紙の種類及び印刷

(1) 証紙の種類

次の13種類の証紙を発行している。

- イ 低額券 1円, 5円, 10円, 30円, 50円, 100円, 200円及び300円(さくら柄)
- ロ 高額券 500円, 1,000円, 3,000円, 5,000円及び10,000円(唐草柄)

(2) 証紙の印刷

イ 証紙の印刷状況

証紙の印刷は、会計課において証紙貼用を担当している主務課から次年度の券種別貼用見込みの報告を受けて、在庫状況及び過去5年間の売りさばき高を勘案して印刷枚数を把握し、独立行政法人国立印刷局に発注している。

なお、印刷はパール印刷方式及び微小文字印刷方式を採用し、偽造防止を図っている。

ロ 証紙の印刷数量及び経費

平成20年度における証紙の印刷は、所要見込みに応じた9券種の証紙を印刷しており、印刷枚数が最も多いのは1,000円券で120万枚、最も少ないのは10円券で2万枚となっている。印刷数量の合計は297万枚で、金額は45億9120万円となっており、印刷経費は、印刷費が799万4176円、運搬費等39万5604円の計838万9780円となっている。

4 証紙の売りさばき

(1) 証紙売りさばき人の指定

イ 証紙売りさばき人の指定手続き

証紙の売りさばき人の指定は「宮城県収入証紙売りさばき人の指定に関する審査基準」及び「宮城県収入証紙売りさばき人の指定に関する事務要領」に基づき、指定申請書及び添付書類を照合・審査し、売りさばき人としての適格性を判断して知事が指定している。

ロ 証紙売りさばき人の指定基準

証紙の売りさばき人になろうとする者から指定申請書を受領後、次の基準により指定を行っている。

住民の利便性が図られ、証紙購入の需要が多いこと。

証紙を常備するのに必要な資力及び信用を有すること。

年間売りさばき額が100万円以上あり、かつ、常に売りさばきが見込まれること。

証紙を自己の利益のためだけに使用しないこと。

証紙を安全かつ保管できる設備を有していること。

不特定多数の者に売りさばくこと。

(2) 証紙売りさばき人等

イ 元売りさばき人(株式会社七十七銀行県庁支店)

会計課から証紙の交付を受け、県に代わって一般売りさばき人に対して証紙を交付しているほか、一般売りさばき人から証紙売りさばき手数料請求書を取りまとめて、会計課へ報告している。

ロ 特認売りさばき人（株式会社七十七銀行及び株式会社仙台銀行）
会計課から交付を受けた証紙を売りさばき，売りさばき代金をその都度
納入（いわゆる「委託販売」）している。

ハ 一般売りさばき人（社団法人宮城県交通安全協会等 24 者）
元売りさばき人に代金を納入して交付を受けた証紙の売りさばき（いわ
ゆる「買取販売」）をしている。

ニ 県の機関（単独庁舎の県税事務所等 4 機関）
会計課から証紙の交付を受け，証紙の売りさばきをしており，証紙代金
は事後調定により収納している。

（3）証紙の売りさばき所の状況

証紙の売りさばき所数は，県の機関が 4 機関 5 箇所及び民間売りさばき人
が 26 機関 372 箇所の計 30 機関 377 箇所となっている。

県内には 361 箇所あり，うち仙台市にはその約 4 割にあたる 152 箇所，
仙台市以外の市には 146 箇所，町村には 63 箇所あるが，大郷町，大衡村
及び色麻町の 3 町村には売りさばき所がない状況となっている。また，県外
は 8 都道府県に 16 箇所の売りさばき所がある。

民間売りさばき人の業態別では，金融機関が 8 者 305 箇所，公社等団体
が 10 者 55 箇所及び一般法人が 8 者 12 箇所となっている。

主な公社等団体は，申請先機関の庁舎内に売りさばき所を設置している社
団法人宮城県交通安全協会（28 箇所），社団法人宮城県食品衛生協会（10
箇所）及び地方職員共済組合宮城県支部（6 箇所）などである。

一般法人は，自動車学校を経営する 5 法人及び県合同庁舎内売店を運営し
ている 2 法人などである。

（4）証紙の販売時間

証紙の販売時間については，売りさばき所の 304 箇所が午前 9 時から午
後 3 時までとなっているが，これは売りさばき所の約 8 割を金融機関（一部
機関は午前 9 時から午後 7 時まで（3 箇所））が占めているため，午後 3 時
以降に証紙を購入できる場所は少ない状況にある。

販売時間が申請書受付窓口と同じ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
となっている売りさばき所は 19 箇所，土曜日及び日曜日等も販売してい
る売りさばき所は 14 箇所（土曜日及び日曜日等の一部のみ販売している売
りさばき所を含む。）となっている。

（5）証紙の売りさばき所の周知

証紙の売りさばき所の周知については，会計課のホームページにおいて圏
域ごとの証紙売りさばき所一覧表に名称，住所及び電話番号を掲載すること
により行っているほか，証紙の売りさばき人は「宮城県収入証紙売りさばき
所」の標札を掲げている。

5 証紙の出納状況

(1) 会計課における証紙の保管・管理

会計課内金庫室の鍵付きキャビネット内に保管の上、証紙出納簿により管理している。

(2) 証紙の交付

県の売りさばき機関，元売りさばき人，特認売りさばき人及び各地方振興事務所（証紙の交換用）からの証紙交付請求書により，翌月分の証紙所要見込数を交付している。

(3) 証紙の受払状況

平成20年度における証紙の受払状況は，受入れが852万2164枚，91億5794万5365円（前年度からの繰越554万9693枚，45億5905万7822円）で，払出しが386万8495枚，36億9040万883円及び廃棄が2381枚，714万7543円となっており，残高の465万1288枚，54億6039万6939円については次年度へ繰越している。次年度繰越は，枚数では約90万枚減少しているが，金額では約9億円増加している。

6 証紙による収入状況

(1) 証紙による収入の方法

証紙による収入の方法による場合においては，証紙の売りさばき高をもって収入としている。

算式 収入証紙収入額 = 売りさばき高 - (収入証紙返還額 + 狩猟税歳入振替額)

- ・ 売りさばき高：一般売りさばき人及び特認売りさばき人の売りさばき代金納入額と県の機関の売りさばき高の合計額。
- ・ 収入証紙返還額：証紙購入者が誤購入や申請とりやめにより，証紙を返還した額。
- ・ 狩猟税歳入振替額：狩猟税は証紙により徴収することとされていることから，証紙収入から県税収入に歳入科目を振り替えるもの。

(2) 証紙による収入額

平成20年度における証紙による収入額は，売りさばき高の36億7733万3149円から証紙の返還分の526万8260円及び狩猟税への歳入振替分の3373万1800円を差し引いた36億3833万3089円となっている。

7 証紙の売りさばき高

平成20年度における証紙の売りさばき高は36億7733万3149円で，一般売りさばき人別に見ると，売りさばき高が最も多いのは社団法人宮城県交通

安全協会の19億69万7500円で、最も少ないのは宮城県漁業協同組合の272万1550円となっている。

8 証紙の売りさばき手数料

(1) 証紙の売りさばき手数料の交付

証紙規則において、証紙は「額面金額で売りさばかなければならない。」と定められており、売りさばき人は証紙の売りさばき自体からは利益を得ることができないことから、費用補填の意味で手数料を交付している。

(2) 証紙の売りさばき手数料率

イ 証紙の売りさばき手数料率

(イ) 一般売りさばき人 3.15%

(ロ) 特認売りさばき人 1.05%

ロ 証紙の売りさばき手数料率の相違

特認売りさばき人の手数料率が1.05%と一般売りさばき人の手数料率3.15%より低いのは、一般売りさばき人があらかじめ証紙を買取りした上で販売しているため、在庫が生じた場合のリスクがあるのに対して、特認売りさばき人はあらかじめ証紙を買取りすることなく、証紙の売りさばきの都度、売りさばき代金を納入していることによる。

八 証紙の売りさばき手数料率の改正状況

証紙の売りさばき手数料率については、昭和39年の証紙規則制定以来、平成元年の消費税導入時及び平成9年の消費税率改正に伴う改正しか行われていない。

(3) 証紙の売りさばき手数料

平成20年度における証紙の売りさばき手数料は、特認売りさばき人については売りさばき高6億3570万6149円に対して667万4904円、一般売りさばき人については売りさばき高30億2864万6070円に対して9540万2263円で、合計は売りさばき高36億6435万2219円に対して1億207万7167円となっている。

証紙の売りさばき手数料額が最も多いのは、社団法人宮城県交通安全協会に対する5987万1953円で、最も少ないのは、宮城県漁業協同組合に対する8万5727円となっている。

(4) 証紙の売りさばき手数料率の全国の状況

一般売りさばき人に対する証紙の手数料率を3.15%としているのは、本県を含む23道府県と約半数に及んでいる。手数料率が最も低いのは大阪府の0.945%で、最も高いのは岩手県の4.00%となっている。

売りさばき額に応じて段階的に手数料率を設定しているのは、10県となっている。

また、特認売りさばき人に対する手数料率を定めている中で、最も低いのは

大阪府の0.945%で、最も高いのは10道県で3.15%となっており、本県の1.05%は大阪府に次いで低い水準となっている。

9 証紙の消印及び貼用実績

(1) 証紙の消印

申請書等受理機関は、証紙が貼られた申請書等を受理したときは、所定額の証紙が貼り付けられていることを確認の上、申請書等の紙面と貼り付けた証紙の彩紋とにかけて消印を行っている。

当該年度の証紙貼用実績は当該機関から証紙貼用を担当している主務課経由で毎年5月31日までに会計課へ報告されている。

(2) 証紙の貼用実績額

平成20年度の証紙の貼用実績は、786万8879件、36億7365万8423円となっており、貼用実績額が最も多いのは自動車運転試験関係に係る手数料の約9億9850万円で、次が行政処分等講習関係に係る手数料の約7億2053万円、自動車保管場所証明手数料の約4億821万円となっている。

貼用実績件数が最も多いのは、と畜検査手数料の633万9489件となっており、申請書1枚あたりの最高貼付額は建築確認関係（構造判定手数料を含む。）の手数料の126万円、最少貼付額は政治資金収支報告書等の写しの交付関係の手数料の20円となっている。

一方、手数料条例によって証紙による納付を規定されている286種類の手数料のうち、125種類の手数料については貼付実績はなかったが、これは平成20年度において手数料徴収の実績がなかったことによるものである。

10 申請書等の提出状況

申請書等の提出に当たっては、申請者が申請書受理機関に直接出向いて提出しているものが多数となっており、郵送による提出又は県外居住者による申請は少数となっている。

11 証紙制度に関する県民の意見等

証紙取扱機関等に対して県民からは、主に次のような意見等が寄せられている。

- (1) 高額な手数料の場合に貼付の手間がかかるため、高額券（3, 5, 10万円）の発行要望がある。
- (2) 県外居住者は、宮城県の証紙を購入するのが困難である。
- (3) 証紙の購入先が分からない。
- (4) 申請窓口で証紙を購入できない。
- (5) 銀行では午後3時以降購入できない。

- (6) コンビニなど身近な場所で購入できないか。
- (7) 申請額に対応した額面金額の証紙の発行要望がある。
- (8) 手数料等の納付について、現金、口座振替、銀行振込にできないか。

12 証紙のメリット・デメリット

証紙による手数料等の納付についてのメリット・デメリットの主なものは次のとおりとなっている。

	メリット	デメリット
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を持ち歩く必要がない。 ・申請窓口での待ち時間等が短縮される。 ・申請書に証紙を貼付することにより郵送での申請が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印紙との買い間違いが生じる。 ・誤購入時の証紙の交換・返還の手続きが煩雑である。 ・申請窓口とは別に売りさばき所での証紙購入が必要となる。 ・貼付枚数が多いと貼付が面倒である。 ・県外居住者にとって購入が不便である。 ・紛失、破損、汚損の危険性がある。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が現金を取り扱うことで生じる金銭的なリスクがない。 ・申請時の手数料額の確認が容易である。 ・申請時点で手数料が納付されるため、収入未済が生じない。 ・現金領収による会計処理が不要なため、事務処理が簡素化される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・証紙の交換・返還手続きが煩雑である。 ・売りさばき手数料、印刷費がかかる。 ・消印及び貼用実績簿作成等の事務が生じる。

13 他の都道府県における証紙制度の見直し状況

東京都では平成22年4月から証紙制度を廃止することとしているほか、東京都以外では16府県が何らかの見直しを予定又は実施している。そのうち、愛知県、京都府、岡山県及び山口県では証紙の廃止に向けた検討を行った結果、現金での納付の場合は証紙取扱機関窓口の負担が増大することや納付書の場合は県民の負担が増すなどの理由から、いずれも廃止を見送っているが、広島県では、現金納付や納入通知書による納付との併用などの見直しを実施している。

14 本県における検討状況

本県においては、証紙の交換及び返還申請件数の削減に向けた注意喚起及び

情報提供の充実を図ることや売りさばき手数料率の見直しの検討のほか、証紙以外の他の収入方法（納付書、電子収納、クレジットカード収納等）の採用について検討することとしている。

第4 監査の意見

今回の監査は、証紙条例施行後45年が経過し、公金収納のあり方が時代の変化とともに多様化している中であって、現行の証紙制度について、県民の利便性の向上や証紙制度に係るコストの縮減などの観点から検証した。

証紙制度については、行政側から見ると、現金による収納の場合、通常、納入通知書及び領収書の発行が必要となるが、証紙による収納の場合、これらの書類発行が省略されること、職員が現金を取り扱うことで生じる金銭的なリスクがないことなど、事務の効率化や簡素化につながっていることが認められた。

また、県民など申請者にとっては、事前に売りさばき人から証紙を購入する必要があるなどの不便な点もあるが、証紙の必要な各種申請に当たり、ほとんどの申請先機関の近隣には売りさばき所があること、申請書類等を郵送できることなどの便利な面もあることが認められた。

一方で、証紙による納付が制度化されてから約半世紀を経て、現在では証紙により納付する手数料は約千種類にも上り、それに伴う経費として毎年約1億1000万円を要している状況にもある。さらに、時代の変化とともに公金収納のあり方が多様化している中で、証紙によらない収納の方が良いと思われるケースも見受けられたことから、証紙以外の収納方法とした場合の県民の利便性、事務の効率性・経済性の観点から、改めて、証紙による収納方法を主体とする現行制度について、再検証する必要があることが認められた。

今回の監査における意見を以下のとおり取りまとめたので、真摯に受け止め、現行制度に満足することなく、問題意識を持って検証・検討を深められたい。また、取り組みに当たっては、関係する部署が一丸となって、進行管理に努めながら、実現可能なものから順次実行に移されたい。

1 利用者の視点に立った証紙の売りさばき

県の機関に証紙を貼付した申請書類を提出する場合、申請先の庁舎内に入居する公社等の団体などが売りさばき人に指定されており、県民など申請者の一定の利便性は図られている。

しかしながら、県民からは、売りさばき所の所在地や特に売りさばき所の8割を占める金融機関が閉店する午後3時以降に購入可能な売りさばき所の問い

合わせや意見が寄せられていることから、売りさばき所の情報等を積極的に周知するとともに、申請書受理機関においても、申請者の立場に立って、近隣の売りさばき所や売りさばき時間、購入上の注意事項などの情報提供に努める必要がある。

また、更なる県民の利便性向上のため、他県で取り組んでいる自動販売機等による新たな売りさばき方法及び売りさばき所のない地域での新たな売りさばき人の指定や売りさばき所の設置について、必要に応じて検討する必要がある。

2 証紙売りさばき手数料等の検証・見直し

県は証紙の売りさばきに当たり、特認売りさばき人に対しては1.05%、一般売りさばき人に対しては3.15%を手数料として支払っている。平成20年度は36億7733万3149円の証紙売りさばきに対し、合計で1億207万7167円の手数料を支払っているが、手数料率については、平成元年の消費税導入、平成9年の消費税率改正に伴う見直し以降行われていない。

他県では手数料率を固定せず、売りさばき額に応じた手数料率としている事例もあることから、こうしたことを踏まえ、現行の手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の見直しを含め、多面的な検討を行う必要がある。

また、証紙の印刷経費は減少傾向にあるものの、平成20年度は約800万円となっていることから、証紙の貼付に代わる収納計器を使用した収納など、積極的に先進事例の情報収集に努め、証紙印刷枚数の縮減や証紙消印事務の軽減について、検討する必要がある。

特に、運転免許関係手数料については、証紙収入の大半を占めており、現行の売りさばき手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の実態を把握し、より効果的、効率的な収納方法を検討する必要がある。

3 誤購入による証紙の交換・返還等の縮減

証紙の交換・返還については、証紙購入者からの申し出がやむを得ないと認められる場合に、会計課及び各地方振興事務所で申請できることになっており、証紙の交換の場合は会計課等の申請課所で、証紙の返還に伴う現金の還付の場合は口座振替により行われている。

また、過貼付については、納入義務者が証紙貼用を担当する主務課又は地方機関を通じて償還請求を行うことで、還付されている。

証紙は収入印紙と混同されやすいため、誤購入等による還付の償還金が近年増加傾向にあり、また、県民からも還付手続きに関する問い合わせや苦情が寄せられていることから、証紙の取扱いに慣れていない県民に対して、十分な情報提供や一層の注意喚起を行うとともに、手続きの簡素化についても検討する必要がある。

4 手数料等の証紙納付規定の検証・見直し

県が徴収する手数料等については、手数料条例、県立学校条例及び公安委員会関係手数料条例のほか、産業技術総合センター条例等各施設ごとに定める条例で規定され、その種類は約千種類に上り、これら手数料のほとんどが証紙により納付するものと定めている。

証紙による納付は、現金取扱いに伴うリスクがないことや手数料の確実な収入という面では、県としてのメリットはあるが、一方では、証紙の貼付枚数の多いもの、納付金額が高額なもの、納付金額が定額でなく多様なもの、申請件数が少ないものなど、証紙による納付のメリットが少ない手数料等も見受けられた。

また、本県においても、自動車税等の一部の県税については、コンビニ収納、ペイジーシステムによる納付、さらに、今年1月からはクレジットカードを利用した納付など納付方法の多様化が進んでいる。手数料についても、電子申請が進んでいった場合、将来的には証紙以外の納付方法の導入も必要になってくる。このため、本県で納付方法を証紙に限定している手数料等について、収入未済を発生させないことを前提に、他県でも採用しているような納付書による納付との併用の検討を進めるとともに、将来的には、新たな収納方法についても、検討を深めていく必要がある。